

国立大学法人熊本大学
自己点検・評価結果の外部評価委員会による
国立大学法人熊本大学の
自己点検・評価の体制・プロセスの
検証・評価結果報告書

令和8年2月

国立大学法人熊本大学自己点検・評価結果の
外部評価委員会

1. はじめに

国立大学法人熊本大学は、国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則第8条において、自己点検・評価統括責任者（国立大学法人熊本大学長）に、国立大学法人熊本大学大学評価会議（以下「大学評価会議」という。）による自己点検・評価の結果について、必要に応じ、国立大学法人熊本大学の職員以外の者による評価（以下「外部評価」という。）を受けることを義務付けている。

また、外部評価の実施に関し必要な事項を定める規程として、国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する外部評価実施細則（以下「細則」という。）を定めている。

令和7年度に、国立大学法人熊本大学において、大学評価会議による自己点検・評価が実施され、その結果が、国立大学法人熊本大学長に報告された。

国立大学法人熊本大学長は、当該報告の内容を踏まえ、外部評価の実施が必要と判断し、細則第4条第1項各号に該当する者に、国立大学法人熊本大学自己点検・評価結果の外部評価委員会（以下「本委員会」という。）の委員への就任を要請し、また、本委員会に、国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の検証・評価（特に、国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの検証・評価）の実施を要請した。

この要請を踏まえ、本委員会が実施した、国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の検証・評価の体制・プロセスの結果について、以下のとおり報告する。

2. 国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの検証・評価

（1）国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの適切性

国立大学法人熊本大学の自己点検・評価は、国立大学法人熊本大学長を自己点検・評価統括責任者（以下「統括責任者」という。）とし、その統括のもとに各自己点検・評価領域に自己点検・評価推進責任者（以下「推進責任者」という。）を配置するとともに、各自己点検・評価領域を所掌する会議又は委員会を明確化したうえで実施されている。各自己点検・評価領域において、推進責任者は、毎年度自己点検・評価を行い、6事業年度以内ごとに大学評価会議において詳細な自己点検・評価を行うという二層構造は、国立大学法人評価や大学機関別認証評価との整合性も高く、内部質保証の仕組みとして適切に構築・運用されていると判断できる。

自己点検・評価の結果に基づき、「適切でない」とされた自己点検・評価項目又は「改善を要する点」とされた点については、概ね翌年度までに改善が図られており、PDCAサイクルが実質的に機能している。

これらの点から、国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスは、「適切である」と評価できる。

（2）国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの優れた点

本委員会は、以下の各点を、国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの優れた点であると判断する。

① PDCAサイクルの確立と迅速な改善

各自己点検・評価領域において、設定された自己点検・評価項目に対し、統計・報告書等のエビデンスに基づく自己点検・評価が行われている。改善すべき点が明確となっており、改善が必要と判断された項目には迅速に対応がなされ、「適切でない」とされた事項は、概ね翌年度には解消されてい

ることから、PDCAサイクルが継続的改善に結び付いていることが確認できる。

② 大学評価会議による横断的な自己点検・評価と統括責任者への報告

横断的組織である大学評価会議が、9つの自己点検・評価領域にわたる自己点検・評価結果を集約し、統括責任者に報告するとともに、必要に応じて統括責任者が、改善指示を行う仕組みが整備されている。このプロセスにより、部局横断的な課題共有と全学的な客観性の確保が図られている。

③ 自己点検・評価内容及び自己点検・評価の過程の学内共有と公表

「改善を要する点」のみならず、「優れた点」も全学で共有することにより、多面的な質の底上げに貢献している。また、一連の自己点検・評価の過程と結果が学内外に公表されており、自己点検・評価が形式的にとどまらず、説明責任と透明性を確保するための仕組みとして機能している。

④ ステークホルダーの意見反映

在学生に加え、卒業生や卒業生の就職先等の外部関係者の意見も収集し、自己点検・評価に反映している点は、社会のニーズや人材像を自己点検・評価のシステムの内部に取り込む仕組みとして高く評価できる。

⑤ 外部検証・評価の実施

自己点検・評価の体制・プロセスについて、法令上義務付けられていない外部検証・評価を導入していることは、自己点検・評価の体制・プロセスの妥当性を客観的に担保する仕組みとして評価できる。

(3) 国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの改善を要する点

本委員会は、以下の各点を、国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの改善すべき点であると判断する。

① 自己点検・評価領域の構成と位置付けの明確化

国立大学法人熊本大学は9つの自己点検・評価領域を設定し、自己点検・評価領域ごとに推進責任者による自己点検・評価を行っているが、自己点検・評価領域間で内容の分量に偏りが見られる。自己点検・評価領域：教育、研究、社会貢献及び国際に比べ、設備関連は自己点検・評価領域：設備（ICT）及び設備（図書）に細分化される一方、その他の設備に関する自己点検・評価領域が見当たらない。自己点検・評価領域：学生支援及び入学者受入が自己点検・評価領域：教育から独立した自己点検・評価領域となっている理由や、なぜこの9自己点検・評価領域を設定したかについて、大学評価会議による自己点検・評価結果報告書に説明を加えることで、自己点検・評価の枠組みの妥当性がより明確になると考えられる。また、大学評価会議による自己点検・評価における自己点検・評価領域ごとの点検・評価の担当者数に差異があるため、担当者構成と選定理由の記載が望まれる。

② 自己点検・評価結果の全学的共有の見える化

各自己点検・評価領域での推進責任者による自己点検・評価結果や大学評価会議による自己点検・評価結果等が、基盤となる部局にどのように共有され、部局間でどの程度情報共有・相互参照されて

いるのが外部からは見えにくい。改善事例や教訓が部局を超えて共有される具体的プロセスを明示することで、自己点検・評価が全学的な組織学習につながっていることをより明瞭に示すことが期待される。また、大学評価会議の委員の選出方法や、大学評価会議による自己点検・評価の方法についても、説明の充実が望まれる。

③ 自己点検・評価の指標・数値目標の明確化

自己点検・評価において、改善を要する点が整理されていることは評価できる一方で、一部の自己点検・評価項目では成果を測定するための数値目標や達成水準が必ずしも明示されていない。英語力基準を満たす学生割合について「確認する」とのみ記載されている例のように、定量目標が設定されていない自己点検・評価項目については、具体的な目標値や達成年次を示すことにより、自己点検・評価の実効性が高まると考えられる。

④ 自己点検・評価の観点の拡充（財務・コンプライアンス・危機管理・環境等）

現行の自己点検・評価項目は、大学機関別認証評価と概ね整合的であり、一般的な大学評価基準を満たしているかを判断する観点として妥当である。一方、大学の質向上をより強く志向する観点からは、財務健全性・収支バランス・独自財源の確保方策等、大学経営にかかる指標を自己点検・評価項目として明示的に位置付けることが望まれる。寄附金募集をめぐる社会的関心の高まりを踏まえ、自己点検・評価の結果と経営協議会の議事録や財務諸表等へのアクセスをリンクする等、財務情報の関連付けも有用である。

また、研究不正に関する自己点検・評価は適切に行われているものの、ハラスメント防止体制、コンプライアンス全般、危機管理（各部局での即応体制の確認や事後のビジネス・リカバリー・プランの整備状況）、環境基準等について、独立した自己点検・評価の観点を設け、問題が顕在化する前から点検を行う体制を自己点検・評価することが望ましい。

⑤ エビデンスの多様化

現行の自己点検・評価では、統計データや報道等に基づくポジティブな成果が主として示されており、負の側面が見えにくいとの印象もある。学生や外部からの率直な評価を把握するため、匿名アンケートやSNSも含めた多様な手段を用いた実態把握の工夫が期待される。

（４）国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスに対する総評

国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスは、統括責任者のリーダーシップのもと、推進責任者を中心とした組織体制が整い、毎年度の推進責任者による自己点検・評価と6事業年度以内ごとの大学評価会議による自己点検・評価を通じて、PDCAサイクルが十分に機能していると評価できる。他方、自己点検・評価領域の構成と大学評価会議による自己点検・評価の実施体制の説明、財務やコンプライアンス等の自己点検・評価の観点の拡充、定量目標設定の明確化、自己点検・評価結果の全学的共有プロセスの「見える化」等を進めることで、より高度な内部質保証システムへと発展していくことが期待される。

3. 国立大学法人熊本大学の諸活動に対する提言

本委員会の任務は、国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの検証・評価であるが、本委員会の委員の全てが、国立大学法人熊本大学のステークホルダーである性質上、統括責任者である国立大学法人熊本大学長から、国立大学法人熊本大学の諸活動に関する提言を求められたため、国立大学法人熊本大学の諸活動に対し、以下のとおり提言する。

(1) 教育・学生支援に関する提言

半導体・DX人材育成等に係る新たな教育プログラムや学環の設置等、地域・時代のニーズに即応した教育改革を進めており、高く評価できる。一方で、法学部・教育学部等の既存学部についても、社会の変化や地域のニーズに応じた教育内容・方法の変革が求められる。

また、研究・社会貢献に注力する一方で、教育分野への物的・人的資源配分が相対的に減少しているとの指摘もある。大学生の基礎学力や社会的適応力の低下が全国的に懸念されるなか、教学面の支援体制の強化、きめ細かな指導、人格形成や社会性の涵養に向けた取り組みの充実が必要である。地域社会からの学生に対する評価が大学イメージに直結することを踏まえ、学修支援・生活指導・キャリア教育等を通じた総合的な学生支援を一層推進されたい。

卒業生アンケートについては、紙媒体に限らずSNSの活用等により回答のハードルを下げる工夫が求められる。在学中からLINE等への登録を促進し、登録者からの周知・拡散を図ることで、回収率の向上が期待される。

(2) 研究・社会貢献・地域連携に関する提言

地域の半導体産業集積に対し、迅速に人材育成の枠組みを構築する等、地方拠点大学としての使命を積極的に果たしている。今後、熊本県のサイエンスパーク構想や、関連大学との連携を踏まえ、九州全体の半導体産業の中核拠点として、教育・研究・産学官連携の面でリーダーシップを発揮されることが期待される。

社会人の学び直しや自治体職員のリスキリング等に対する社会的ニーズの高まりを踏まえると、公開講座やリカレント教育、地域活性化・DX支援等の社会貢献活動の一層の充実が求められる。これらは大学への信頼と支持を高め、学生募集や外部資金獲得にも波及効果をもたらすと考えられる。

(3) 大学経営・財務・広報に関する提言

大学経営環境が一層厳しさを増すなか、財源不足や国際化への対応等新たな課題に直面していると考えられる。自己点検・評価において、財務状況や独自財源確保の取組、収支バランスや収益性に関する指標を自己点検・評価項目として明示し、民間企業の経営理念も参考にしながら、持続可能な経営モデルを検討・実践していくことが望まれる。

また、優秀な学生を確保するために教育・研究の特色や成果を戦略的に発信するとともに、研究面では、中間報告の段階から効果的にPRし、研究成果を広く周知することで外部からの研究資金獲得を図る等、広報戦略を意識し、プレスリリースやウェブ・SNSを活用した広報活動を強化することが望まれる。

(4) ガバナンス・内部質保証体制に関する提言

自己点検・評価システム自体が概ね適切に構築・運用されていることから、今後は、時代の変化や新たな課題（国際化、女性活躍推進、多様性・インクルージョン、コンプライアンス、危機管理、環境等）に即応して、自己点検・評価項目の見直し・追加を柔軟に行うことが重要である。

また、内部評価の質をさらに高める観点から、大学評価会議等の中核的会議体に外部委員を加えることも検討に値する。学部学生・大学院生の意見を計画的に反映させる仕組み（学生委員、定期アンケート等）の充実も併せて検討されたい。

4. おわりに

国立大学法人熊本大学は、自己点検・評価の体制・プロセスを適切に構築し、統括責任者のリーダーシップのもと、教育・研究・社会貢献等の諸活動の継続的改善に努めている。特に、半導体・DX分野等における先進的取組や、外部評価を含む内部質保証システムは高く評価される。一方で、財務・コンプライアンス・危機管理等の自己点検・評価の観点の明確化、定量目標の設定、自己点検・評価の結果の共有の見える化等、今後取り組むべき課題も明らかとなった。

本報告書が、国立大学法人熊本大学がさらなる質向上を図り、地域及び国際社会から一層信頼され、発展するうえで、一助となることを期待する。

国立大学法人熊本大学自己点検・評価結果の外部評価委員会名簿

令和 8 年 2 月 1 日現在

◎ 竹 屋 元 裕	学校法人銀杏学園熊本保健科学大学	理事長・学長
荒 木 朋 洋	東海大学総合農学研究所	教授
深 町 公 信	熊本大学武夫原会	会長
伊 藤 典 昭	株式会社テレビ熊本	副社長
倉 光 麻里子	公益社団法人熊本県観光連盟	専務理事

◎は、委員長

国立大学法人熊本大学自己点検・評価結果の外部評価委員会開催実績

○ 第 1 回

開催日 : 令和 7 年 12 月 8 日

議 題 : 国立大学法人熊本大学自己点検・評価結果の外部評価委員会による国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの検証・評価について

○ 第 2 回

開催日 : 令和 8 年 2 月 26 日

議 題 : 国立大学法人熊本大学自己点検・評価結果の外部評価委員会による国立大学法人熊本大学の自己点検・評価の体制・プロセスの検証・評価の結果について

○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則

(令和 3 年 3 月 24 日規則第 80 号)

改正 令和 4 年 3 月 14 日規則第 28 号

令和 5 年 3 月 20 日規則第 72 号

令和 6 年 3 月 27 日規則第 144 号

令和 7 年 3 月 27 日規則第 120 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人熊本大学法人基本規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 10 条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)が教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の領域)

第 2 条 自己点検・評価の対象とする領域(以下「自己点検・評価領域」という。)は、別表の左欄に掲げるとおりとする。

(統括責任者)

第 3 条 本学に、自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

2 統括責任者は、自己点検・評価に係る業務を統括する。

(推進責任者)

第 4 条 本学に、自己点検・評価推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置き、別表の左欄に掲げる自己点検・評価領域に応じ、別表の中欄に掲げる者をもって充てる。

2 推進責任者は、自己点検・評価に関する業務を掌理する。

(推進責任者による自己点検・評価等)

第 5 条 推進責任者は、別表の右欄に掲げる会議又は委員会(以下「所掌会議等」という。)の議を経て、評価項目を定めるものとする。

2 推進責任者は、事業年度ごとに、前項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

3 推進責任者は、前項の自己点検・評価を実施するに当たって、必要に応じて、学生、卒業生若しくは修了生又は卒業生若しくは修了生の主な雇用者その他の関係者から意見を聴取するものとする。

4 推進責任者は、第 2 項の自己点検・評価の結果を国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)に報告するものとする。

5 推進責任者は、前項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めるときは、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、大学評価会議に報告するとともに、改善を実施するものとする。

6 推進責任者は、前項の改善の実施状況を、事業年度ごとに、大学評価会議に報告するものとする。

(大学評価会議による自己点検・評価等)

第 6 条 大学評価会議は、前条第 4 項の自己点検・評価の結果、同条第 5 項の改善計画及び同条第 6 項の改善の実施状況(以下「推進責任者による自己点検・評価の結果等」という。)に基づき、原則として 6 事業年度ごとに、前条第 1 項の評価項目について、自己点検・評価を実施する。

2 大学評価会議は、前項の自己点検・評価の結果を統括責任者に報告するものとする。

(統括責任者による改善指示)

第 7 条 統括責任者は、前条第 2 項の自己点検・評価の結果に改善が必要な事項があると認めるときは、推進責任者に改善計画の策定を指示するものとする。

2 推進責任者は、前項の指示を受けた場合は、所掌会議等の議を経て、改善計画を定め、統括責任者に報告するものとする。

3 統括責任者は、前項の改善計画に基づき、推進責任者に改善を指示するものとする。

4 推進責任者は、前項の指示に基づき、改善を実施するものとする。

(外部評価の実施)

第8条 統括責任者は、自己点検・評価の結果について、必要に応じて、本学の職員以外の者による評価を受けるものとする。

(公表)

第9条 大学評価会議は、自己点検・評価の結果を、本学のホームページ等で公表するものとする。

(事務)

第10条 自己点検・評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月14日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日規則第72号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第144号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第120号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第5条関係)

評価領域	推進責任者	所掌会議等
教育	教育・学生支援担当の理事	国立大学法人熊本大学教育会議カリキュラム評価委員会
施設管理	総務・財務・施設担当の理事	国立大学法人熊本大学施設・環境委員会
設備(ICT)	情報ガバナンスを所掌する副学長	国立大学法人熊本大学 ICT 戦略会議
設備(図書)	附属図書館長	熊本大学附属図書館運営委員会
学生支援	教育・学生支援担当の理事	熊本大学学生委員会
入学者受入	入試・高大連携担当の副学長	熊本大学入学試験委員会
研究	研究・グローバル戦略担当の理事	国立大学法人熊本大学研究推進会議
社会貢献	研究開発戦略本部長	熊本大学研究開発戦略本部運営委員会
国際	グローバル推進機構長	熊本大学グローバル推進機構会議

○国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する外部評価委員会実施細則

(令和 7 年 3 月 27 日細則第 12 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、国立大学法人熊本大学自己点検・評価に関する規則(令和 3 年 3 月 24 日制定。以下「規則」という。)第 8 条及び第 11 条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学大学評価会議(以下「大学評価会議」という。)による自己点検・評価の結果について受ける国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)の職員以外の者による評価(以下「自己点検・評価結果の外部評価」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(外部評価の実施)

第 2 条 規則第 3 条第 1 項に規定する自己点検・評価統括責任者(以下「統括責任者」という。)は、大学評価会議から規則第 6 条第 2 項の規定による自己点検・評価の結果の報告を受けた場合は、必要に応じて、次条に規定する委員会に自己点検・評価結果の外部評価の実施を依頼するものとする。

(委員会)

第 3 条 本学に、自己点検・評価結果の外部評価を実施するため、国立大学法人熊本大学自己点検・評価結果の外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学関係者
- (2) 経済・産業界の関係者
- (3) 熊本県内の地方自治体の関係者
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 前項各号の委員の総数は、5 人を超えないものとする。

3 第 1 項に規定にかかわらず、次に掲げる者は、委員となることができない。

- (1) 本学の役員又は職員
- (2) その他本学と密接な利害関係を有する者であって、自己点検・評価結果の外部評価に参加することが適切でないものであると学長が判断するもの

4 第 1 項各号の委員は、学長が委嘱するものとする。

5 第 1 項第 1 号から第 3 号までの委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

6 第 1 項第 1 号から第 3 号までの委員に欠員が生じた場合補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

7 第 1 項第 4 号の委員の任期は、学長が委嘱の都度定めるものとし、再任を妨げない。

(任務)

第 5 条 委員会は、統括責任者の依頼を受け、自己点検・評価の結果を検証し、又は評価し、並びにその結果及び提言を統括管理者に報告する。

(委員長)

第 6 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 自己点検・評価結果の外部評価に関する事務は、経営企画本部において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、自己点検・評価結果の外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。